

産業厚生常任委員会会議録

(令和4年7月22日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 令和4年7月22日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	鷹野正志	副委員長	嘉喜山茂
委員	吉田茂生	委員	少林法子
委員	佐々木史仁	委員	中野光博
委員	山下正敏		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原田達也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 所管事務調査

- 「愛南町の第一次産業の振興について」
(取りまとめ)

(2) 所管事務調査

- 「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について」
(机上審査)

(3) その他

開会 14時18分

閉会 15時16分

○嘉喜山副委員長 皆さんお疲れとは思いますが、引き続きまして産業厚生常任委員会を開催いたします。

まず最初に、委員長より御挨拶をいただきます。

○鷹野委員長 失礼いたします。座ったままで失礼いたします。今日は早朝より議員研修、また全協の後、産業厚生常任委員会に全員が出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の議題は所管事務調査、前回閉会中やっておりました第一次産業の振興について、その取りまとめ、そして今度出しております所管事務調査、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について、今日は環境課のほうから机上審査ということで予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そしたらもう早速、皆さんのお手元に送付しておりますまとめ、いっとると思いますが、どうでしょうか。もう一遍あれしましょうか、読もうか。確認しちよるけんええかな。

ちょっと内容的にどうしてもこう抽象的な言葉とか内容とかになっているところもあるかと思えます。それで、本来だったらもうちょっと視察もしたかったということですが、コロナ等の関係で、このような視察になっておりまして、このようなまとめをしました。

何か委員さんの中から、この内容につきまして、何かありましたらお願いいたします。いいですかね。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 この内容は、担当課の説明も農業と水産業だけやったわけなんです。でも、最近水産業においては、漁獲量の減少など深刻な問題も起きています。この要因っていうのが、陸からの栄養の分散がうまく機能しないことなどが原因であって、森は水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれるなど、人が生きる環境を守るために様々な役割を果たしており、遺伝子や生態系など、生物多様性の保全において、森林の役割っていうのは大きいと思うわけなんです。

それで、まあいろいろ、8つぐらい大きな項目はあるわけなんですけど、愛南町の農林水産業の健全な発展のためには、やはり豊かな自然なしに成り立たないものだと思いますので、その林業について、まあちょっと施策が少ないんじゃないかなという感想も持っています。

で、このまとめの中において、林業についてもある程度触れたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○鷹野委員長 今、嘉喜山副委員長から、第一次産業の振興ということで、水産業・農業がメインでありましたけど、林業も海につながっているし、そういったこともこのまとめの中に入れたらどうかという意見がございました。確かに、第一次産業の振興ということになれば、林業も含めてもいいんじゃないかなというふうに私も考えておりますが。どうでしょうか、もう林業も、ある程度まあ内容的に机上審査等をやっていないわけですが、今取り巻く問題点云々というのも、このまとめに入れて構いませんか。

ほかの委員さんどうですか。

吉田委員。

○吉田委員 これまとめの中にそれを入れていくと。今後、まあそういった林業ですかね、についても調査をしていくということでの、まとめに入れるということですか。

○鷹野委員長 じゃなくて、今回その、まとめなんですけど、これで打ち切るんですけど。このまとめの、最後のまとめですね、その中に林業に関わることも少し文言を入れたらどうかという提案やったと思うんですよ。

はい。

○佐々木委員 林業はまた林業で、一回視察に行っ、やっぱ現状を見てみることは、我々どういう状況になっ、とるかというのを一切見ていないわけですから。まあそういう状況にあるというのは分かるんですけど、まあ今回は、この水産と農業というふうに視察に行っ、こういうま

とめになったわけですけど、林業は林業でまた視察に行ったらどうですか。

○鷹野委員長 まあ委員長から言うのもあれですけど、林業いうたらそんなに視察もないと思うんですよ。例えばチップを加工する加工場に行きましたとか、そういった産業の振興になるような、そういう視察やったらできますけど、恐らく嘉喜山副委員長は水産業とつながる林業を載つけたらどうかという、その抽象的なことでよろしいんですか。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 やはり水産業は、林業というか森林と切っても切り離せない関係にあると思うんですよ。やはり御荘湾でカキとかの養殖もしていますし、これってのはやっぱり豊かな自然なしには成り立たないものだから、別に林業だけについて取り上げるんじゃなくて、水産業に絡めた形で報告するというつもりやっただんですけど。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 今回はこれ調査報告なんで、調査していないのでそれは思案だけで出すのはちょっとまずいんじゃないですかね。そういうものではないんじゃないんですかね。この事務調査報告書というのは、まあまあ、関連あるかどうかというのも含めて、そりゃまあ確かに分かるんですよ、資源の重要性というのは分かるんですけども、今回のこの調査報告書にはそれは必要な、まあ今後、こういう調査もしていきますよというならばまた別でしょうけども、報告書の中ではどうかなと私は思うんですけど。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 今、吉田委員から、まあ一応調査していないことやけん、いいんじゃないかという。佐々木委員。

○佐々木委員 まあ私も組合を持って林業をある程度やっておるんですけど、まあほとんど、恐らく、山に上がっていない人、議員さんがほとんどやないかと思うんですよ。ほんでやっぱり、愛南町の林業の姿というのも一回研修していくのもいいんじゃないかなと思うんですけどね。現状を。

○鷹野委員長 そしたら、まあ林業のほうは今回載せないという形でよろしいですか。まあ多少はつながるけん、ちょっと林業も今後課題になるぐらいの文言……。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 まあこうこうやなくて、林業は……。

○吉田委員 今後、今後こういうのをしたいというその方針で入れるのだったら別に構わないんですけどね。まあ報告書の中でそこまで必要がないんだけど。

○鷹野委員長 まあ水産業にとって林業も大切なその資源だと。カルシウム云々という、まあまあ、そういった……。

山下委員。

○山下委員 まあこの報告書の中に、所管事務調査確かにしていないんで、林業について何っていうことでまとめるのではなくて、関連さして。例えば林業も海の保全とかいう絡めて、ちょっとこう文言を付け加えて、入れたぐらいでええんやないですか。

今度また改めて、所管事務で林業をしたときに、まあ正式なことではないけど、また報告したら。これ今回だけで終わりじゃないんで。終わりやったらね、やっぱり林業を載せるべきやけど。

だからちょっとこう絡めて載せたぐらいで、いいんやないですか。

○鷹野委員長 今、山下委員から、少し絡めて文章にするというようなことがございました。そしたらちょっと絡ましたような、水産業にとってまあ林業もまあ今後大事な問題、またSDGs含めてのそういった取組云々も課題になるような、そういう内容ぐらい載つけたんで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、この、皆さんに御提示案を出しておりますが、これに少し、何行か絡まして入れてもう一回修正しますので、来週29日でしたっけ、委員会ありますけど、それまでにまとめてもう一回タブレットで流しますので、またそのあれを見ていただいて、で29日に最終決定すると、まとめを最終決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたらそのようにさせていただきます。

そしたら、所管事務のまとめを終わりましたので、今度机上調査。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○鷹野委員長 そしたら休憩を解き、再開いたします。

それでは、(2)番の所管事務調査ということで、今回、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について、机上審査、本日は山本環境衛生課長と、谷岡環境衛生課長補佐に来ていただきまして、机上審査ということで、させていただきます。

またこの条例は、議会でも一回否決をしているということで、今後、議会がどういうふうに取り組んでいくかという重要なことでもありますので、その辺のほうも含めて説明を求めます。お願いいたします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 失礼いたします。本日は、当委員会からの御依頼がありました・・・条例について、担当課である環境衛生課から、私、課長の山本と、担当課長補佐の谷岡の2名で対応させていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○鷹野委員長 座ったままで。

○山本環境衛生課長 着座にて、失礼いたします。

それでは、事前にタブレットに配付しております資料に沿って御説明いたします。

本日の説明内容としましては、令和3年3月8日開催の3月定例議会に、改正案として提出いたしました条例案を改めて御説明させていただきます。

それでは、説明のほうに入りますが、資料のほうをお開きいただけたらと思います。

まず初めに、1の本条例における改正案の説明についてですが、表の左側が現行、右側が改正案を比較して表記しております。今回の主な改正内容及び説明につきましては、朱書きにて表記しておりますので、御覧ください。

それではまず改正案の提案理由といたしましては、本町では地域の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資するため、本条例を平成28年12月に制定し、再生可能エネルギー電気の促進を推進しておりますが、制定から一定期間が経過し、手続や許可基準等をより明確にすることにより、事業の円滑な推進を図り、併せて関係者の相互の密接な連携の下、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、本条例を改正いたしたく提案したものであります。

では、主な改正内容について御説明いたします。

まず、資料3ページ上段を御覧ください。

第6条では、土地の所有者等の責務としまして、災害の発生を助長するなどの恐れがある事業を行う事業者に対して、土地を使用させることがないよう努めていただくことを新たに規定しております。

同ページ中段、第7条では、現状の条例、第6条の「協力要請区域」を「事業抑制地域」に改め、併せて関係法令の明確化を追加しております。

資料4ページ中段、第8条では、改正前の第7条「適用を受ける発電事業」の第1号の要件

について、事業区域の合計面積500平方メートル以上から、発電出力の合計が10キロワット以上に改め、第2号に事業区域内の傾斜度が25度以上のものを加えております。

同ページ下段から5ページ下段にかけて、第10条では、「事前協議等」として、事業者は事前に事業計画について町長と協議を行うこと、第11条では、「関係者への事前周知」、及び第12条では、「地元地区からの意見聴取」については、事業者と事業区域の関係者や地元地区との密接な連携の下、事業を進めていただくために新たに規定しております。

資料6ページ上段、第14条では、「許可の基準等」として、発電事業を実施するために必要な資料などがあると認められることなど、基準の明確化、透明性の確保を図るため新たに規定しております。

資料7ページ下段、第21条では、「保全義務」として、事業者に対して発電設備及び事業区域について、常時安全かつ良好な状態を維持させることを新たに規定しております。

資料8ページ中段、第24条では、「許可の取消し」として、許可に付した条件に違反した場合など、許可を取り消すことができるケースについて新たに規定しております。

資料9ページ上段、第25条では、「処分等に関する意見聴取」として、第24条の取消し等を行おうとする場合は、事業者に対してあらかじめ処分等に関する意見の聴取をしなければならないことを新たに規定しております。

同ページ中段、第26条では、「発電事業の廃止等」としまして、事業者は発電事業を廃止しようとするときは、法及び事業計画に基づく適正な措置を講じさせることを新たに規定しております。

第27条では、「報告の徴収及び立入検査」としまして、許可に付した条件や違反をしたと認められる事業者に対して、報告もしくは書類の提出、また事業区域に立入検査ができることを新たに規定しております。

資料10ページ中段、第29条では、「関係機関等との情報共有」としまして、命令違反や指導等に従わないなどの事業者について、関係機関に対して情報共有ができることを新たに規定しております。

最後に、同ページ下段、附則としまして、第1条では、この条例は、その当時、令和3年7月1日から施行することとし、第2条では、費用の確保に関する経過措置、第3条では、事業抑制区域に係る経過措置、第4条では、事業計画に係る経過措置、第5条では、発電事業の実施に係る許可についての経過措置、第6条では、許可基準の遵守に関する経過措置を、第7条では、発電事業の廃止に係る届出等についての経過措置を、第8条では、関係機関等との情報共有についての経過措置を、それぞれ規定することとしております。

以上が1番の簡単な説明であり、主な改正案及び条文の説明となります。

続きまして、資料12ページを御覧ください。

2の参考となる自治体の事例としまして、今年4月から施行しております、長野県の伊那市の条例を表記しております。最近では、全国でも太陽光関連の条例の制定が数多く確認されており、最新の内容ということもあり、改正するに当たり参考になると考えておりますので、主な要点等を朱書きにて表記しておりますので、簡単に御説明いたします。

この伊那市も、実は愛南町と基本的には同様な条例内容とはなっております。そこで、資料12ページ、第2条では、「定義」として、用語の意義、及び第7号のほうで事業要件を表記しております。

13ページ、8条では、「禁止区域」として、事業の実施を認めない区域を指定しております。

15ページ、第13条では、「同意」として、関係者等から同意を得なければならないものとしております。

第14条では、「協定の締結」としまして、事業者は自治会等の長から求めがあったときは、

協定を締結しなければならないものとなっております。

資料16ページ、第16条では、「あっせん」としまして、事業者または地域住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長に対してあっせんの申請をすることができるものとなっております。

以上が、今後改正に当たり参考になりそうな条文の説明となります。

最後に、資料20ページからは、3番の「関係法令等（参考）」としまして、関係法令の条文等を一部抜粋して表記しております。

以上が、本資料の簡単な説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○鷹野委員長 ありがとうございます。

今、課長のほうから、愛南町のまあ否決されたんですが、条例改正の内容等につきまして、また今後参考となるべき伊那市の条例を出していただいて、今後、こういう赤字でちょっとずつやっていますが、まあこの辺が今後、改正するに当たってこの辺が問題になってくるのではなかろうかというようなことがございました。

これに対して、皆さんどのような考えを持っているか。何か質問等ありましたらお願いします。

少林委員。

○少林委員 改正案が出てきて、うれしいなと思っています。

この間からちょっと議会で聞かせていただいたことがどうなったのかをちょっと御説明いただきたいと思います。

まずは地区の同意を頂くやり方、そしてそれを行政協力員の人に説明して同意をまず得ていきたいというお話をされていましたが、そこがどうなったのか。それから、地区の同意を得るときに、お金が絡んだ一文書がありましたですね。あそこの件も問題やったと思うんですが、あそこはどうなったのか。

まずはそんだけお聞かせください。

○鷹野委員長 山本環境課長。

○山本環境衛生課長 地区のほうの同意ということなんですけど、説明ということがまず1点目にあったと思うんですが、まあ本来であれば今年4月にありました行政協力員総会のほうで、うちのほうが説明、また皆さんの意見を聞く予定でございました。それは昨年度も同じような考えでありましたが、今年コロナの関係でなかなかできなかった、中止になったということで、各地区、旧の町村単位ですけど、そこで区長会、まあ行政協力員会議があるのであればぜひ呼んでください、そこで私このことを説明させていただきますという形で今お願いしております。

で、たまたま昨日、一本松地区、ここが一番太陽光を設置しとる地区ではあるんですけど、そこで話し合い、各行政協力員さんが集まってもらうて、今回は同意の件、及び今回その事業の要件ですか、の2つを簡単に説明させていただきました。最終的には皆さんに説明した結果、同意書というのの代わりにうちが協議結果報告書もしくは見解書という形で対応するような新しい条例案に・・・にして、特に問題もなく、皆さん承諾をいただきました。

ただその中で、やはりその、地元と業者の説明だけでは、やはり地域の方々には心配という意見も出ましたので、ああ、それはおっしゃるとおりで、役場のほうもあれやったらそういう会議には積極的に参加してもらえんやろうかという話も出ましたので、それはもう私は令和2年から課長のほうらせていただいておりますけど、今そういう事業説明があるときは全て参加させていただきます。で、その旨を各区長さん、行政協力員のほうにも説明して、可能な限り出られればという形で回答して、おおむね了解はいただきました。

で、あと、協力金の関係なんですけど、今回その協力金の部分については、そういう話もありました。それで、その今、現規則のほうで、同意書のところに協力金という言葉があったん

ですけど、それはもうのけるような形で、この協力につきましてはあくまでも事業者と地区の話の中での、発生する事項でございますので、そこら辺は、例えば地区と事業者が協定書を結ぶとか、そういう形をしていただいて、役場はそこ、町としてはそこは介入といいますか、そういう形は、協議はできないんですけど、そこら辺は地区と事業者の話合いの中で決定してくださいという旨を、昨日の説明は出しました。

まあそれは、例えば昨日の一本松でしたら正木地区と小山地区、そこら辺は協定書を事業者と締結していますので、その中に盛り込むというのは可能でございます、という話はさせていただきます。

以上です。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 ということは、今、この条例の一つさらに下の規則のほうで文章がありますですね、括弧して何年何々とか。ああいうのを行政のほうに用意しておりましたが、あれは消えないと。消える。

○鷹野委員長 山本環境課長。

○山本環境衛生課長 その条例改正案、令和3年3月8日の一番最初の改正案のとき、否決されたときなんですけど、そのときにも新たな規則というのを参考資料として議会のほうには提出させていただいております。その中で、協力金という言葉はのけておりますので、新たな規則をこの条例改正案と併せたような形で規則のほうも改正していくという形は考えております。

以上です。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 ちょっとこれ進め方が、何か全然おかしいんで。今回この所管事務調査で、この再生可能エネルギーの条例を取り上げた理由ですよね、まず、そこが大切なんで。それは、2年前の3月かね、・・・議会で否決になりましたと。その後、1年半かね、約、来年の3月で1年半、は理事者もそのまま再提案もしないということで、議会もこれ勉強して、早く、その何、条例の不備などもあるんで、それをこの産業厚生常任委員会で、所管事務調査しようということなんですよ。

今の質問は、町が提案するような形で質問しよるので、全然違うんですね。だから最初のスタートの、この所管事務に取り上げた理由を、委員長ちょっと聞いてもらわんと、どうもね、質問が全然違うてきよる。

○鷹野委員長 すみません、まあこれは、今、山下委員が言われたように、条例改正否決されたままま進んでいないということで、我々がちょっと調査して、今後修正なり、改定なりすべきことがあれば、その辺を手直ししていこうというまず形なんですよね。

で、今日は一応机上審査ということで、問題になっているその改正した条例ですね、その一応説明と、今後どういった行政、行政いうか、どういったことが今後問題になってこようかというような説明をいただこうかなという状況でございます。

佐々木委員。

○佐々木委員 今、私もちょっと心配になつとるんやけど、あの菊川地区で、小規模なね、太陽光の工事が始まっちゃう、今はもうできたんかな、どうなのかな、分からんけど。あそこか須ノ川とか、まあ見るからに危ない。やっぱりああいう小規模のとこを取り締まるための規則、条例を今度改定するということ。こう今のあれはもう、この条例では、できないのか。取締りができないということですか。

○鷹野委員長 山本環境課長。

○山本環境衛生課長 今、現条例では、先ほど言いました要件というのは500平米というのが決まっております。で、須ノ川の上のほうにあるやつに関しては500平米がないので、やっぱりその、うちのほうに届出というのはできません。できませんというか、うちが受理すること

ができないので、そういった意味で今回は、そういったこの取締りやないですけど、そういうことを全てうちでも把握したいという意味で、そのときの提案としましては、500平米というよりは容量でやって、特に今10キロワットといううちは提案させてもらったんですが、それはいわゆる産業用という形ですね。それ以下というのは、いわゆる屋根の上にある9.9とか、家庭用のいう形になりますので、それはもう家庭用ですので、そこまでうちは関与しないんですけど、やっぱ事業用的なもの、やはりお金が発生するような事業的なものにつきましては、うちもやっぱりある程度全てを把握したほうがいいやろうということで、うちのほうの把握の分の規制を逆に厳しくしたという考えで、対応させていくような形を提案させてもらったというような流れです。

○鷹野委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 まあそれやったら非常にええことやと思います。非常にね、あそこを通るたびに思うんですよ。もう危ないと。あれで土砂崩れが起こってね、下に家があるんですよ。あれなんかね、お客さん、前は喫茶店やったんですけど、今は喫茶店やないけどね。そういうところも取締りができると。分かりました。

○鷹野委員長 まあ、ほかにといますか、一応、今、佐々木委員が言われたように、その傾斜地とか何平米これ、これが妥当なのか、その辺を委員会として今後検討していかなきゃいけない部分という、まあその説明で、もちろんその理事者側とか、説明、その辺、理事者側がどういうふうに考えているか、捉えているか、今後の問題点は何なのかというその辺のトークをしていただければというふうには私は思っていますので、その辺、お願いいたします。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 やはりこの条例は、28年につくっとるわけなんですけど、当時から比べると、パネルの出力も上がっておって、当時500平米以下であれば事業的に厳しいというところもあったんで、500平方メートル以上という制限を設けたわけなんですけど、出力が上がった関係とかで、そういったちょっとこう、ずれが出てきるというところと、あとやはり盛土関係ですよ、これっていうのはやはり、なかなか当時は法律とか決まったものがなかったんで、規制できなかった。今はある程度のもがあるんで、やはりその、このちょっと不備になっている条例をそのまま置いとくということは、やはりよくないんじゃないかなと私は思うんですよ。で、委員長のほうにも僕はこういう条例をやったほうがいいんじゃないかということで提案はしたわけです。

○鷹野委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 先ほども提案理由のほうでもありましたが、今、嘉喜山副委員長のほうからも連絡がありました、やっぱある程度、一定期間が経過したというのも一つの原因でございます。で、この改正案につきましては、県内、また西日本、よくあるようなところのやつを結構調べた上で、こういう条例がいいんじゃないかという形で一度は提案させていただいたので、で大体、先ほど言いました要件内容とか傾斜地とか、10キロワット、そういうのは全国のいろいろな太陽光で問題等があるようなところを参考にしながら作らせていただいていますので、それをまた基準にさせていただいて、皆様からは忌憚ない意見を頂くような形で会を進めていただけたら、執行部としても助かると思いますか、という形になっております。

以上です。

○鷹野委員長 ほかに何か、御質問等ございますか。

少林委員。

○少林委員 まあ町長も早うから早急にせんといけんいけんとして2年前から言いよるんで、ぜひ早くできたらいいと思うんですが。

ここで傾斜25度とか具体的な数値が今回いっぱい示されて、こっちの長野県は30度にしていただいたのを25度という安全策を取られたのかなと、その御説明と、あと、さっき盛土のこ

とをどなたか言われたけど、盛土のこともどこかに含まれているんですか。ちょっと探せんかったんですが教えてください。

○鷹野委員長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 一応30度というあれが、急傾斜の認定を受ける30度、この、そこに構造物を造ると滑ったり危ないということがありました。で、普通そこでぎりぎり30度を設ければ一番いいんですけど、やっぱり何かあってもいけないということで、まだより安全な25度、25度を超える傾斜地を緩くするまで、厳しくすることによって、そういうような崩壊とか崩落がないような、いうような対応をする形で、そこら辺をいろいろ見まして、30度のところもある、25度のところもある、高低差13メートルのところもいろいろありますけど、そこら辺はいろいろなところへの自治体を参考にしながら、もう25度が妥当じゃないかという形で今回は提案させていただきました。

で、盛土につきましては、一応その、今確かに静岡県の条例とかいろいろ県条例も大分出てきております。愛媛県はまだその盛土に関する条例はできていないんですけど、まあこの事業を設置するに当たって、盛土がある場合はきちんと図面を出してくださいという規則にしております。それを見て、うちは安全かどうか、まあ確かなかなか僕らの能力レベルではなかなか難しいかもしれませんが、そこら辺で、平面、縦断、横断、標準断面図、それらの図面を出してきていただいた上で、盛土これが適正かどうかという判断は、まあ関係建設課とか、そういうような技術の方々にもいろいろ協力をいただきながら、それができるかどうかというのは審査の対象にしていきたいという考えでは、その当時は提案させていただきました。

以上です。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 この条例は、全文改正で提案したと思うのですが、その当時まだ議員になっていない方が何人かおられるんで、そのとき否決した、否決したんですよ議会で。否決もこれ、条例全て反対したわけじゃないんで、この条例の中でどの部分が主に否決の原因だったのかというのを、多分分かつと思うんで、ちょっと新しい議員の人らは分かんないので、そこを説明してもらったら、今後、これ進めていく上での、まあ何かいい提案もできそうな気がするんで、ちょっと簡単にその説明をお願いします。

○鷹野委員長 山本課長。

○山本環境衛生課長 一番ほとんど、内容そのもの、内容につきましては、ある程度皆さん御理解、納得をしていただきましたが、その中で一番のネックはやはり同意書、地域の方々からの同意書を得なければならないという文言がありました。

で、その当時は、そのときの意見としましては、やはりその一番苦勞されとる区長さん、まあいうたら区長の同意を得なければならない、その区長さんに対して説明がないやろうと。やっぱり地域住民さんにそこら辺は話をせんといけんのやないやろうかという意見がありました。

で、それで結局そこら辺がきちんとまだ僕らも説明できていないところもあったということで、その当時は否決されたんですけど、まあそれから、分かりましたということで、すぐその3月に否決された後の4月に、行政協力員総会がありましたので、そこにこの資料のほうを付けられてもろうて、説明する予定でありました。で、そこで皆さんの意見を聞いた上で、また新たな条例をどうするか、特にその同意書というところをどうしていけばいいのかというのを、意見をもらうという考えやったんですけど、コロナで中止になったと。

で、併せてその当時、各地区がやることには出向く予定やったんですけど、結局またやったのは去年の7月20日の一本松地区だけやったと。で、そこでも一応説明させていただきました。そこでもある程度同意書は、そしたらもう分かりました、協定書とかそういうので納得で、うちの説明ではいろいろ納得してくれたんですけど、まあ結局そこしかできなかったんで、あ

との地域の方々には、区長さんとかにはなかなか説明ができなんだとありました。

で、それも合わせて、今年4月にもう一回、ほいたら総会でやろう、説明させてもろうて、皆さんの意見を聞こうよという話にはなったんですけど、またコロナで中止になりましたので、で今、今回、昨日ちょうど一本松がやるということやったんで、やったら一番多い地域ですのでぜひ参加させてください、ちょっと無理を言いまして、ちょっと会議の前にやらせていただきました。

それで今日ぐらいに、またほかの支所のほうに連絡をして、もしその区長会等があるようでしたら、夜でも随時出向きますので、説明の場を設けてくださいというような形で、今その進めようという形になっております。

だから、全部内容が、全部が全部というわけではないんですが、またやっぱその地区の皆さんにちょっと説明がちょっと足りていないんやろうかという意見がちょっとありましたので、それやったらそこをまず解消していこうという形で、今進めるような形で、今現在に至っております。

以上です。大体分かったでしょうか。

○鷹野委員長 よろしいですか。ほかに何かありますか。

少林委員。

○少林委員 すごくいろいろなものを取り入れて、最新のやつになるように取り入れて、いろいろなどこ直されているなど。もしよかったらその、ほかのどこか、ちょっと思い出せないですが、見えないように、それが、太陽光発電のが、自然の中でポンとこう出ないようにするというものとか、あるいは、間必ず緩衝地帯何メートルか取るとかいうのもありましたので、それは入れてはいただけないのかなと思ったりしています。

○鷹野委員長 山本課長。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 ちょっとまた違うほうで。それは、それらは終わってから。まあ、そういう質問は今度、説明が終わって、この委員会の中で話し合う。ほしたらまあこの条例もし改正するんであれば、その隣との境を何メートルにせんといけんとか、景観をよくするために塀をせないけん、そういう条例も踏み込まんといけんよという話を、この後、そこで出してもらいますんで。はい。

ほかに何かありますか。

吉田委員。

○吉田委員 すみません、一つだけ、前回問題になっている件いろいろと、我々もこう勉強しながらやっているんですけども、例えば転売事業者に対するというのは条例の中に入れるというのは、それはないんですかね。そういうのは入れられないんですかね。

何か転売、転売で分からなくなって、結局、何というんですかね、もうそのまま裁判になっちゃっているようなケースになっているような気がするんですけども、そういうのはこの条例の中に入れられない。

○鷹野委員長 山本課長。

○山本環境衛生課長 提案、うちのほうの改正案の提案のときには、資料7ページの19条に変更の許可というのがあります。で、転売とか、事業の名称、実施事業者の名称が変わるようなことがあれば、うちのほうに申請してくださいよと。それで新たにうちが許可を出しますよという話にしていますので。ただ、それをしていない場合も出てくるかもしれませんので、そこら辺は、経産省の認定の資料のほうでうちが、役場のほうとしては見れますので、例えばそこで、何番、何々町何番地というのがあったらそこで見れますので、変わるとるんやったら、いやそれやったら出してくださいよというような提案はできるようには、させていただいております。ちょっとそこ説明していなかったんで、すみません。

- 山下委員 委員長、これもあくまで案なんで。左が条例なんやけん。右は否決された条例なんで。こうしたんやという意味ですよ。これがこうやということではない。そこは間違えんように。
- 山本環境衛生課長 そうそう。先ほど山下委員さんが言われたように、あくまでもここは否決された案の説明でありますので、これが正解というわけじゃないんです。これを基本にしてもろうて、皆様方でいろいろな意見とかあれを審査して、審査やなくて提案していただいたらという理解で、すみません、はい。
- 鷹野委員長 山下委員。
- 山下委員 あれでしょ、だから今から、我々委員会でいろいろな意見を出して、分からんとこは担当課に来て説明をしてもろうて、いろいろな意見を出して、提案するということでしょ、これ。条例を変えて。
- 佐々木委員 またほんじゃこれ議会で採決していったらいい。
- 鷹野委員長 そしたら、ほかに何かありませんでしょうか。
- 一つ構わんですか。まあ、ここ、伊那市の条例が出てきましたけど、この資料を出された理由とか、今後、町として課題を理事者側はどのように捉えているのか、課題ですね。
- 例えば、住民の同意を、同意の問題ですとか、許可の傾斜地の問題があるとか、まあそういう何項目か、この辺をやっぱ今から検討する余地がある、何かあったときの罰則規定なのか、例えば盛土云々の宅地法やないけど、それに沿うて盛土の規制をこの中に盛り込んでいかなければいけないとか、課題と理事者側が考える今後この辺を問題視していかなければいけないということがあれば、こっちの検討のやりやすいになりますんで、その辺あればお願いします。
- 山本環境衛生課長 ほいたらその辺りはまた、資料で提出したほうがいいですか、今言うたら……。
- 鷹野委員長 あ、すぐ出んかな。
- 山本環境衛生課長 なかなか、うん。
- 鷹野委員長 そしたら、あの、今度29日にもう一回あったね、29日に。あれ27。
- (発言する者あり)
- 鷹野委員長 29日に委員会がありますんで、まあ今後、この辺を課題、課題というかこの辺を変えていかなきゃいけないなというもんがあったら、もう一回その机上審査やないですけど、説明を求めたいと思いますので。
- 山本課長。
- 山本環境衛生課長 そしたら、資料の作り方としましては、まあ執行部としての想定される問題点とか課題というのを、今提案、右側にあるやつですかね、それとまあ伊那市と、こういう形で対比するような資料を作って、この条例に対する問題点とか課題、ちょっと今度想定されそうなやつ、さっき言いましたが盛土とかも多分あると思いますんで、そこら辺がちょっと懸念されるのではないのでしょうかという提案という言い方おかしいんですけど、問題提起といいますか、それをちょっと作らしてもろうて、29日のほうで、のときにまた説明というか、させてもらうような形でよろしいでしょうか。
- 鷹野委員長 今、課長から出ましたけど、それでよろしいですか。
- (「はい」と言う者あり)
- 鷹野委員長 ほしたら、担当課からの説明は以上で終わります。
- そしたら、ありがとうございました。退席お願いいたします。
- (説明員退席)
- 鷹野委員長 今、担当課のほうから机上審査ということで、現状の条例につきまして、問題点云々、また新しくなったとこの説明がありました。委員会として、今後どのようにこの所管事務のこの条例の、条例についてどのように今後していったらいいか、その辺、御意見ある方がおればお願いいたします。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 僕はやはり、この否決された条例案、これをベースに、今の新しく制定した伊那市とか、そういったものを比較しながら、つくり上げていくべきかなとは思っています。

で、特に否決された条例案が悪いというわけじゃないと僕も思います。ただ、ちょっと抜けはあるんで、そこは新しいとこの条例を比べながら、補完できたらなというふうには思います。以上です。

○鷹野委員長 ほかに何か、今後の進め方につきまして、御意見ある方おられますか。

まあ嘉喜山副委員長が言われたように、今後この条例につきまして、問題点をもうちょっと研究しまして、そしたらこの委員会からして一つの取りまとめをしていくという形でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 それで、今後日程なんですけど、閉会中ということで、9月定例に、今私が考えよるのは、9月定例のとき、まあこの条例につきまして、一応取りまとめをしまして、今後皆さんの意見で全文改定なのか、一部改正なのか、その辺をもう一、二回、皆さんで考えて、9月の議会で報告したいというふうに思っております。

それで、理事者側としても、新しい、我々委員会の調査を受けて、執行部側も条例改正案を作り直すように委員会で推し進めるみたいな形で、できましたら理事者側も来年の新年度、4月1日から施行できるように、新しい条例が施行できるように、委員会として推し進めていけたらなというふうに私は思っておるんですが、皆さんどう思いますか。

山下委員。

○山下委員 今まで条例はもう理事者提案で、その議会のその意見とかなかなか反映していないんで、やっぱりこれ大事なことで、我々この当委員会での所管事務調査なりして、条例の一部改正でも提案して、それで例えば理事者が正式に条例改正を提案するんなら、それに入れていただいたら、これ一番いいことだと思います。

○鷹野委員長 ほかに今の意見につきまして何かありませんか。

そしたら今、山下委員が言われたように、今後、まあこの委員会でもうちょっと所管事務として、取りまとめとして理事者側に提言していくという形でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたらそのように進ませていただきます。

新人議員さんもおられますが、この条例は大体今言っとるその平米の問題、で住民との同意の問題、住民との協定を結ぶとか、その伊那市がやっとなるようなやり方云々が主な今後、検討すべき点やいうふうに思っております。

今、机上審査で受けましたことを、先ほど言われましたように、今後の計画として、29日にもう一回、机上審査で、執行部側がこの改正条例についてのどのように、方向をどのように考えているか、委員会として調査しまして、それで委員会としてどういうふうな方向づけでもっていくかを、もう一回29日に皆さんにお聞きしたいというふうに思っております。

それで、9月の議会までに間に合いませんので、8月中にあと1回ないし2回、まとめをしていき、9月の定例にまとめをすると、報告するという形でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたらそのように進ませていただきます。

その他、ほかに何かございますか。

中野委員。

○中野委員 大事な話じゃないですけど、29日、29日って何回も聞いたけど、予定、時間とか何とかみたいな予定が立つとんなら、どうこうの席でもう大体予定がついとんなら、29日は分かりましたが、どういう時間配分か、分かるのであれば、29日やるんでしょ。

○鷹野委員長 まだ全然、8月。

○中野委員 まだ全然ないんですか、予定が。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 29日は時間も入っちゃう。午前中、10時から。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 実は、29日にしようと思ったんですけど、その前に、ほんで今日、今日ちょうど全協があつて、一応机上審査、今日入れたかったんですよ。入れたかったというか、まあそれまでにしたかったんで、今日はこういう入って、しております。

それで、8月に入って、お盆までに1回なし、盆過ぎ1回ないし、あと一、二回はしたい、いきたいと思います。それで、日程のほうはまだ全然決めていないんですが、また事務局と相談して空いとる日程、議長の関係もあろうと思いますし、あれなんで、その辺はもう委員長サイドで決定したんでよろしいでしょうか。あ、議会。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 そしたらその方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、そのように進ませていただきます。

そしたら何かほかにありませんでしょうか。

ありませんかね。そしたらないようでしたら、産業厚生常任委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

委員長